

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成29年厚生労働省告示第212号をもって改正され、平成29年5月31日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬6品目、注射薬3品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,087	3,969	2,455	28	16,539

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第5に収載することにより、平成30年4月1日以降、

保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第5に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	78	59	51	0	188

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

サムスカ顆粒1%

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 サムスカ顆粒1%	トルバプタン	1%1g	1,901.50
2	内用薬 ジャカビ錠10mg	ルキソリチニブリン酸塩	10mg1錠	7,413.60
3	内用薬 リリカOD錠25mg	プレガバリン	25mg1錠	67.80
4	内用薬 リリカOD錠75mg	プレガバリン	75mg1錠	112.90
5	内用薬 リリカOD錠150mg	プレガバリン	150mg1錠	155.00
6	内用薬 レミッチOD錠2.5μg	ナルフラフィン塩酸塩	2.5μg1錠	1,346.30
7	注射薬 オプチレイ350注シリンジ135mL	イオベルソール	74.1%135mL1筒	10,192
8	注射薬 Dドライ透析剤2.75S	人工透析液	2瓶1組	1,215
9	注射薬 マキュエイド眼注用40mg	トリアムシノロンアセトニド	40mg1瓶	8,296
10	外用薬 アニュイティ100μgエリプタ30吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	30吸入1キット	1,979.80
11	外用薬 アニュイティ200μgエリプタ30吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	30吸入1キット	2,554.80

揭示事項等告示

別表第5 (平成30年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	マキユエイド硝子体内注用40mg	トリアムシノロンアセトニド	40mg 1 瓶